

## 電子入札対象案件の処理手順と留意点（指名競争入札）

電子入札対象案件における指名競争入札の処理手順等については次のとおりです。

詳しくは、尾道市ホームページに掲載しています「**電子入札実施要領**」「**電子入札の手引き**」等をご確認ください。

### 1 電子入札の対象案件

- ・平成22年度からは、原則として、全ての入札手続を電子入札としています。
- ・電子入札対象案件には、利用者登録が未了の方は原則として参加することができません。

### 2 指名通知書の送付

- ・電子入札等システム（以下「システム」という。）により指名通知を行います。
- ・併せて電子メールでもお知らせします。
- ・指名通知確認後には、必ずシステムから受領確認書を提出してください。

### 3 入札書の提出

- ・指定した入札書の受付期間内（原則、連続する開庁日2日間）に、入札金額、くじ番号を入力して送信してください。
- ・入札書提出処理は、入札者側のパソコンの障害の発生等により、書面参加に変更しなければならない場合のリスク軽減の観点から、できるだけ入札期間の第1日目に行ってください。

### 4 開札

- ・指名通知に定めている開札日に入札書を開札します。

### 5 くじ引き

- ・くじ引きになった場合は、直ちに「電子くじ」によるくじ引きを行います。

### 6 再度入札

- ・再度入札を行うこととなった場合は、直ちに再度入札の入札期間及び開札日時等をシステムにより通知します。書面参加者へは電話等により連絡します。
- ・再度入札（2回目）は、原則当初開札日（1回目）の午後に行います。

### 7 入札結果の通知

- ・開札後、落札決定又は調査・保留、取りやめとなった場合は、電子参加した入札者へはシステムにより通知します。書面参加者へは電話等により連絡します。

## 8 契約の締結

- ・落札者は、仕様書・契約書案等の契約関係書類の受領及び契約締結のため、開札日の午後以降速やかに契約担当課までお越しください。
- ・契約は、落札者決定通知書の通知日から5日以内に締結する必要があります。
- ・なお、本店（主たる営業所）が契約に関して支店等に委任している場合は、その受任者と契約を締結することとなります。

## 9 障害等による電子参加から書面参加への変更

- ・電子参加者は、次の場合には書面参加申請書を提出することにより書面で参加することができます。（案件ごとの取り扱いとなるため、その都度手続きする必要があります。）
  - （1）代表者氏名、商号又は名称、本店住所の変更により、ICカードの再取得の手続きを行っている場合
  - （2）破損、盗難等のためICカードの使用ができなくなり、ICカードの再発行の手続きを行っている場合
  - （3）入札参加者の使用するパソコンに障害が発生した場合
  - （4）その他、やむを得ない理由によって電子参加することができない状態になった場合
- ・書面参加申請書は、入札書受付締切予定日時の1時間前まで（再度入札も同様）に提出してください。

## 10 電子入札案件に書面で参加する場合の注意事項

- ・システムを使用せずに書面で参加する場合の入札書の受付期間などは、電子参加の場合と同一です。
- ・入札書は、入札書の受付期間に封書での提出が必要です。提出された入札書は開札処理時刻まで保管します。
- ・入札書は、次の事項を明記した封筒に封入して提出してください。（尾道市ホームページに封筒作成例を掲載しています。）
  - ・案件名
  - ・開札日及び開札予定時刻
  - ・提出者の商号又は名称
  - ・「入札書在中」という文言
- ・入札書には、任意の3桁の数字をくじ番号として記載してください。（くじ番号の記載の無い場合は、「001」と記載されたものとします。）